

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取扱いQ&A（令和2年3月4日時点）

居宅介護支援（介護予防支援含む）

Q1 サービス担当者会議は必ず実施しなくてはならないのか。

A 感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとしします。その場合にも、本市条例によりその内容を記録し、5年間保存することが必要になります。

※「新型コロナウイルス感染症防止のため」であることの明記が必要。

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

Q2 利用者本人が入院中であり、医療機関から感染防止のため面会が禁止されている場合、本人の意向の確認はしなくてもよいか。

A 退院直後にサービスを開始する必要がある際には、家族の意向や医療機関担当者の意見を参考の上、暫定的にケアプランを作成し、面談可能となった後にケアプランを見直すことで可とします。

Q3 利用者本人と面談ができないため、ケアプランに同意の署名・捺印がもらえない場合でもサービス提供を開始してよいか。

A 郵送によるやり取り、家族による代理署名等ができない場合には、電話やFAX等で同意を確認し、その内容を記録することで可とします。

※「新型コロナウイルス感染症防止のため」であることの明記が必要。

なお、面談が可能となった後に同意の署名・捺印を求めてください。

この場合の署名・捺印の日付については、遡った日付ではなく、実際に署名・捺印をもらった日付を記載してください。

Q4 感染症予防の観点から面談を拒否された場合のモニタリング等の対応はどうか。

A 利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、又は家族から利用者本人の状況を聞き取り、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリング等を実施した取扱いとします。

※「新型コロナウイルス感染症防止のため」であることの明記が必要。

この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

地域密着型サービス

Q1 運営基準により開催が規定されている運営推進会議等は延期することが可能か。

A 感染症予防の観点から会議の延期は可とします。

Q2 開催時期の目途が立たない場合の運営推進会議等はどうすればいいのですか。

開催時期の目途が立たない場合は書面会議により構成員（市を含む）に対して資料を送付し、運営状況の報告を行い事業所に対する評価、要望、助言等を電話やFAX等で構成員から受けることとしてください。

また、事業所に対する評価、要望、助言等を取りまとめ、事業所で保管、公表するとともに構成員（市を含む）へ議事録等を送付してください。

以上2点を満たした場合には、運営推進会議等の議事録作成日をもって基準どおり開催したと見なします。

なお、運営推進会議等は、各事業所が自ら設置すべきものであることから、書面会議を強制するものではありません。通常開催する場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染予防を徹底してください。

【重要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取扱いについては、現時点では、**令和2年3月31日まで**とします、今後の対応延長等については、改めてご連絡しますのでよろしくお願い致します。